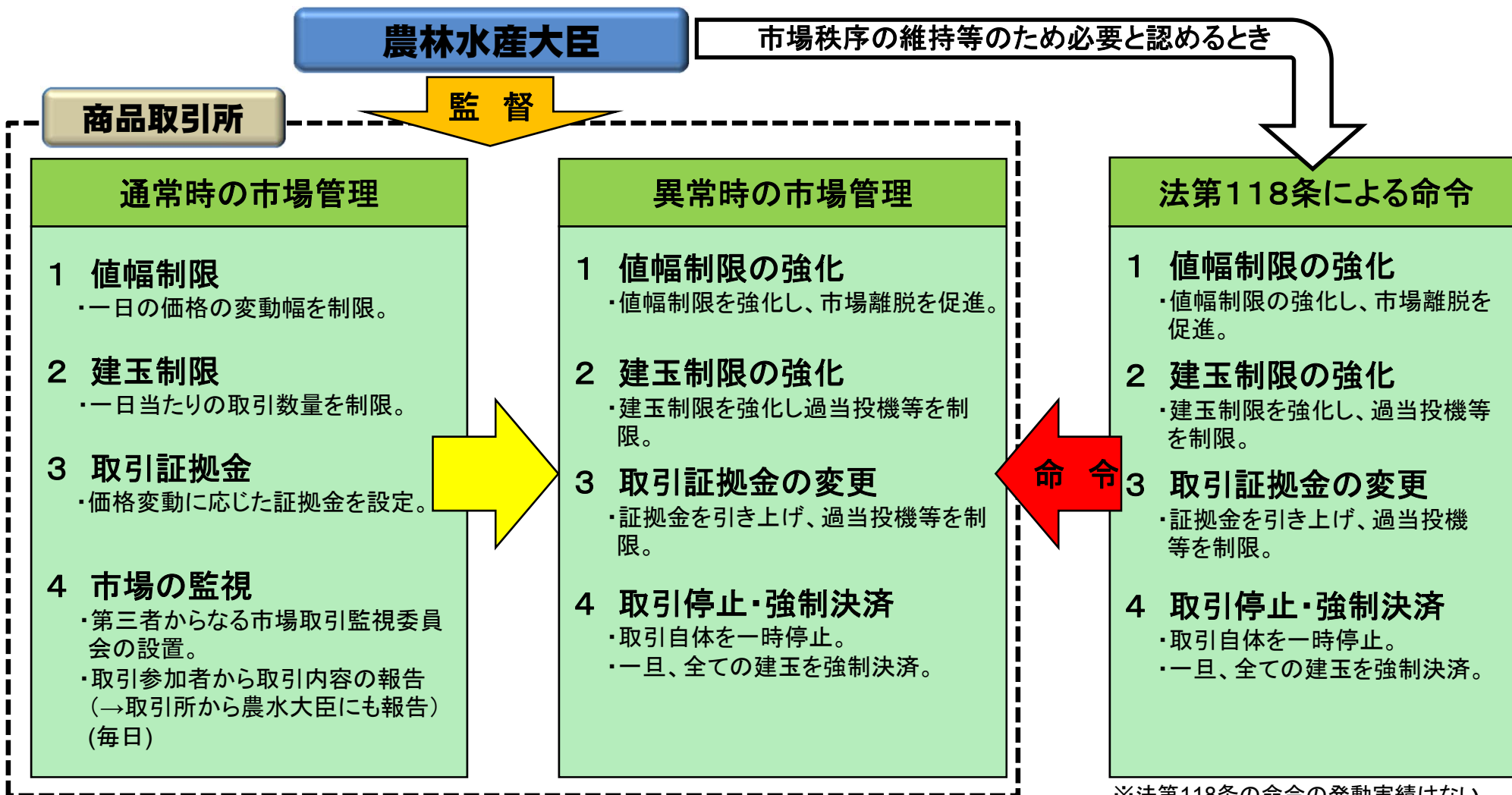


1. 商品市場における市場管理措置について

- 取引所は、商品市場における取引の公正を確保するため、定款・業務規程等に基づき、建玉制限、値幅制限、取引証拠金等を措置し、相場過熱時等必要なときは、これらの措置の強化や取引停止等を実施。
- これに加え、主務大臣は、商品先物取引法第118条に基づき、市場の秩序の維持等のため必要と認めるときは、取引所、取引参加者等に対し、取引制限、取引証拠金の変更、取引停止等の措置を命ずることができる。



※法第118条の命令の発動実績はない。 1

## 2. 商品市場における禁止行為について

- 商品先物取引法は、商品市場における取引の公正を確保するため、偽装取引や情報操作等による相場操縦行為を禁止。
- これらの禁止行為に違反した者には、損害賠償責任を課するとともに、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科も可)を適用。

### **【商品市場における禁止行為】**

#### **① 上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引(法第116条第1号)**

(例)商品先物業者が、委託者からの委託がないにもかかわらず、あたかも大量の売買注文があったかのように記録上の売買を創出し、相場変動を目論む行為。

#### **② 仮装の取引又は偽って自己の名を用いない取引(法第116条第2号)**

(例)同一の者が同時期に、同一価格で買付け又は売付けをして、あたかも独立の買主、売主によってなされた取引と見せかける行為。自己の名義を用いずに、他人名義又は架空名義で取引する行為。

#### **③ 取引の成立について通謀し、申込みをすること(法第116条第3号)**

(例)複数の者が予め示し合わせたうえで(通謀)、同時期に、同一価格で買付又は売付の申込みをする行為。

#### **④ 取引が繁盛であると誤解させる取引(法第116条第4号)**

(例)単独又は他人と共同して、繰り返し注文及び取消しを行うなど商品市場における取引が繁盛していると誤解させる行為。

⑤ ①～④の行為について、その委託、受託等をする事(法第116条第5号)

⑥ 商品市場における相場を変動させる目的をもって、商品市場外で売買等をする事(法第116条第6号)

(例)相場を変動させる目的で、商品市場で買い注文を行って、現物市場で同一商品の買占めを行うことで値を上げさせて利ざやを稼ぐ行為。

⑦ 市場操作によって相場が変動する旨の流布(法第116条第7号)

(例)商品市場における取引に関し、市場操作を目的として、「有力な機関投資家がこの商品について大量の買い注文を入れている」といった情報をインターネット等で流す行為。

⑧ 取引に当たり、故意に虚偽表示をする事(法第116条第8号)

(例)「近々穀物生産国で、大きな戦争があるため穀物価格が高騰します」といった虚偽の表示や誤解を生じる表示を故意に行うこと。

## 【参照条文】

### ■ 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

第一百六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品市場における取引に関し、上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。
- 二 商品市場における取引に関し、仮装の取引をし、又は偽つて自己の名を用いないで取引をすること。
- 三 商品市場における取引に関し、自己のする取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させることのできる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。
- 四 商品市場における取引に関し、単独で又は他人と共同して、当該商品市場における取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引又は当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をすること。
- 五 前各号のいずれかに掲げる行為の委託をし、又はその受託をし、若しくはその委託の取次ぎを受託すること。
- 六 商品市場における取引をする場合に、当該商品市場における相場を変動させる目的をもつて、商品市場外で上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品の売買その他の取引をすること。
- 七 商品市場における取引に関し、商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によつて変動すべき旨を流布すること。
- 八 商品市場における取引をする場合に、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(会員等の取引の制限等)

第一百八条 主務大臣は、商品市場において、買占め、売崩しその他の方法により過大な数量の取引が行われ若しくは行われるおそれがあり、又は不当な対価の額若しくは約定価格等が形成され若しくは形成されるおそれがある場合において、商品市場における秩序を維持し、かつ、公益を保護するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対して、当該各号に定める事項を命ずることができる。

- 一 会員等 商品市場における取引又はその受託の制限
- 二 商品取引所 当該商品取引所の開設する商品市場における相場の変動又は決済を結了していない取引の数量を制限する措置を講ずること、取引証拠金の額の変更その他商品市場における取引の公正を確保するための事項として主務省令で定める事項
- 三 商品取引清算機関 取引証拠金の額の変更その他商品市場における取引の公正を確保するための事項として主務省令で定める事項

### ■ 商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産・経済産業省令第3号)

(商品市場における取引の制限等)

第五十一条の二 法第一百八条第二号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第一百八条第二号に掲げる商品取引所の開設する商品市場における取引又はその受託を制限する措置を講ずること。
- 二 当該商品取引所の開設する商品市場において会員等が取引を行うことができる時間帯を変更する措置を講ずること。